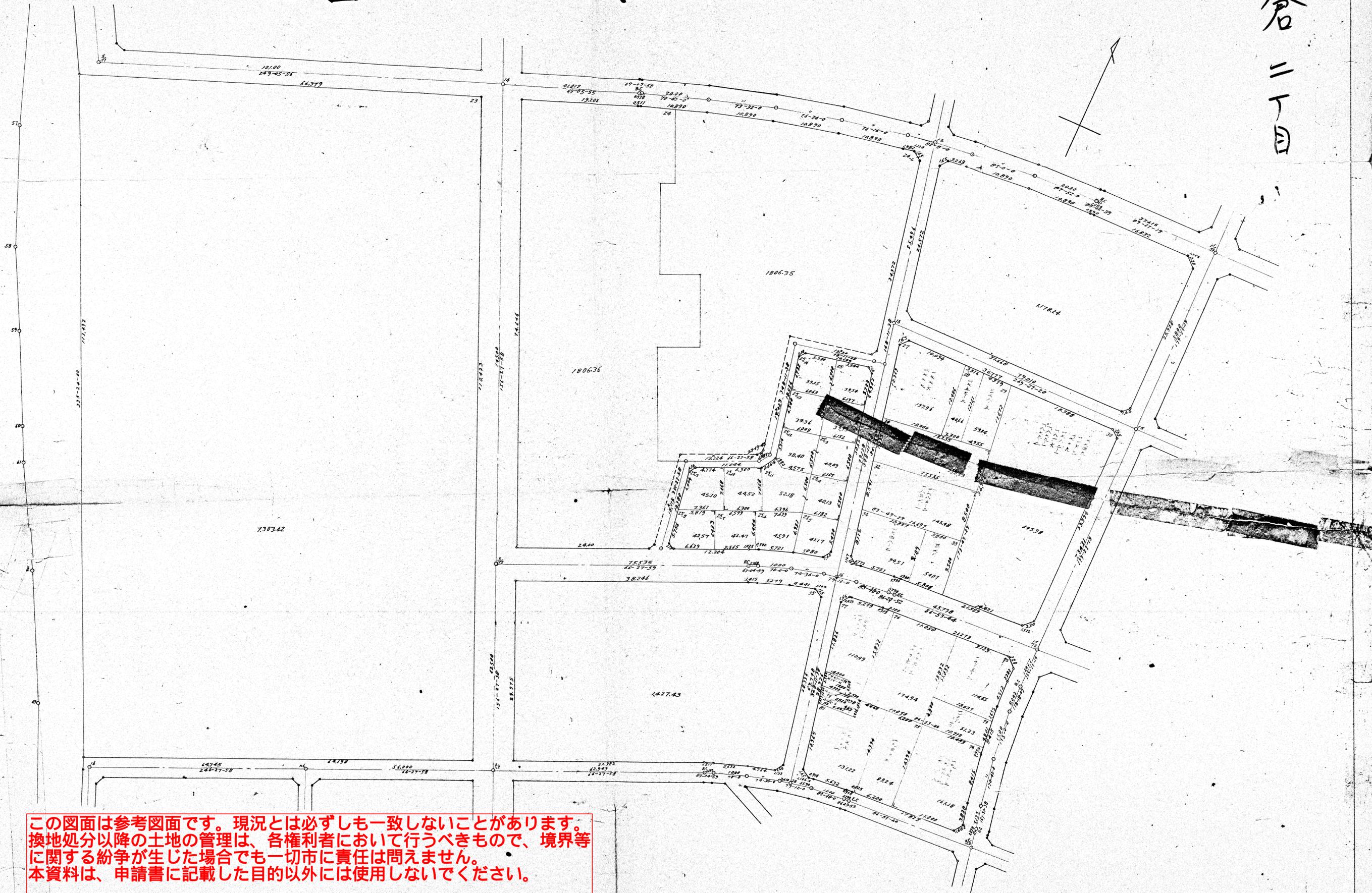


第二分区 第十九~二十設計区 $\frac{1}{600}$

矢倉二丁目



この図面は参考図面です。現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者において行うべきもので、境界等
に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。